

第 66 回 EU 研究会・報告の成果と課題

拙著『ネットワーク産業の規制とその法理』 (三和書籍、2012 年) の紹介をかねて

日本大学法学部教授 友岡 史仁

本報告は、拙著『ネットワーク産業の規制とその法理』（三和書籍、2012 年）の内容につき紹介することをテーマとするものであった。

拙著の中では、「ネットワーク産業」と称される公益事業分野（電力・ガス、電気通信等、いわゆる物理的なインフラを構成要素とする分野）について、それに関わる“規制”と“競争”の関係を扱おうとするものである。この場合、拙著の中では、世界的に見てもこの種の分野において自由化の進展度が早いイギリスのほか、輸出入に係る自由化を制度的に保障している EU 法制を取り上げている。このほかにも、わが国が電力システム改革の流れにある中で重要な「発送電分離」に係る諸課題についても触れている。

そこで本報告では、第 1 に、イギリス公益事業と競争法の関係、第 2 に、EU を素材にした通商規制のそれぞれを取り上げた。詳細は以下の通りである。

第 1 にあっては、拙著において着目した特定産業の規制を専門的に行う規制機関 (regulators) と競争法の関係のほか、純粹構造規制を通じてネットワークを他部門から分離する方策が採られたガス事業分野の例も紹介しつつ、どのような立ち位置がイギリス法制において採られているのか、という点を紹介した。

第 2 に、EU については、電力・ガス事業分野における輸出入問題から出発し、現在の「第三者アクセス(Third Party Access)」といった競争的構造に至る制度上の流れを抑えつつ、そこにおける「越境取引(cross-border trade)」に対する問題意識として、とりわけ「エネルギー供給保障」という観点から独自の制度（第三者アクセスを一時的に適用免除する制度）について紹介した。

本報告を通じ、報告者としては、限られた時間の中で、ネットワークに関連した競争政策的な制度を理解する上での前提知識を十分に説明できなかったという点、そして、欧州司法裁判所による関連判例の存在には気づきつつも紹介できなかったという点が反省点である。他方、質疑応答等を通じて、とりわけ、EU 全体の「共通政策」という視角からエネルギー政策を眺める必要性があること、その必要性との絡みにおいて、拙著が主要内容とした電力・ガス以外の「ネットワーク産業」に係る諸分野に潜む諸課題とそれらとの比較という視点から、より実体的な制度上の課題もあわせて明確にする必要性を感じた。

以上